株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋Ⅰ＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）	

⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［略］

（記載上の注意）

［⑴・⑵　略］

保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋Ⅰ＋J＋K＋L＋M＋N）	U

⑵　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（％）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［同左］

（記載上の注意）

［⑴・⑵　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（臨時報告書の記載内容等） **第十九条**　［略］	（臨時報告書の記載内容等） **第十九条**　［同上］